別記様式第７（第五十四条第一項関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年　　月　　日

国立大学法人東京大学　殿

郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人その他の団体にあっては、名称及 び代表者の氏名を記載すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第110条第１項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

１．個人情報ファイルの名称

２．行政機関等匿名加工情報の本人の数

３．加工の方法を特定するに足りる事項

４．行政機関等匿名加工情報の利用

（１）利用の目的

（２）利用の方法

（３）利用に供する事業の内容

（４）上記（３）の事業の用に供しようとする期間

５．漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

６．行政機関等匿名加工情報の提供の方法

（１）提供媒体 [ ]  ＣＤ－Ｒ [ ]  ＤＶＤ－Ｒ

（２）提供方法 [ ]  窓口受領 [ ]  郵送

記載要領

１．「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」（e-Gov）等において公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第110条第１項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

２. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

３.「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条に規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除き、同条第２号ただし書に規定する情報を含む。）又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第５条に規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除き、同条第２号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

４.「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（１）から（４）までの事項を具体的に記載すること。また、（４）の「上記（３）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

５.「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

６．「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

　７．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第８（第五十四条第六項関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

国立大学法人東京大学　殿

（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

氏名

第110 条第３項

の規定

個人情報の保護に関する法律

　　　　　　　　　　　　　　第116条第２項において準用する第110条第３項

により提案する者（及びその役員）が、同法第111条各号に該当しないことを誓約します。

　記載要領

　１．不要な文字は、抹消すること。

　　２．役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第９（第五十九条第一項関係）

　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

　（提案者）　様

　　　　国立大学法人東京大学

年　　月　　日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第112条第１項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第２項の規定により、以下の事項を通知します。

１．契約の締結

国立大学法印東京大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記２．に従って手数料（又は利用料）を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第１項各号に掲げる書類を　　　年　　月　　日（必着）までに提出してください。

２．手数料（又は利用料）

（１）納付すべき手数料（又は利用料）の額

（２）手数料（又は利用料）の納付方法

（３）手数料（又は利用料）の納付期限

３．行政機関等匿名加工情報の提供の方法

４．その他

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１０（第五十九条第一項関係）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

（第一面（行政機関に対して申し込む場合））

年　　月　　日

国立大学法人東京大学　殿

　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名（法人その他の団体にあっては、名称及　　び代表者の氏名を記載すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年　　月　　日付け第　　　号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

　　　　　　　　　　第113条

の規定により行政

個人情報の保護に関する法律

　　　　　　　　　　第116条第２項で準用する第113条

機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

　　１．不要な文字は、抹消すること。

２．行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（又は利用料）は、個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第九（第59条第１項関係）により通知した事項に従って納付すること。

　　３． 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

収　入　印　紙

（消印しないこと。）

（第二面（行政機関に対して申し込む場合））

収入印紙貼り付け欄

（消印してはならない。）

別記様式第１１（第五十九条第三項関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

　（提案者）　様

　　　国立大学法人東京大学

年　　月　　日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第112条第１項第　号の基準に適合しないと認めるので、同条第３項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第112条第１項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

１．「提案が個人情報の保護に関する法律第112条第１項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

　　２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１２（第六十四条において読み替えて準用する第五十四条第一項関係）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年　　月　　日

国立大学法人東京大学　殿

郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

　　　　　　　　　　　　　　第116条第１項前段

の規定により、以下のとおり作成

個人情報の保護に関する法律

　　　　　　　　　　　　　　第116条第１項後段

された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

１．提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項

２．行政機関等匿名加工情報の利用

（１）利用の目的

（２）利用の方法

（３）利用に供する事業の内容

（４）上記（３）の事業の用に供しようとする期間

３．漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

４．行政機関等匿名加工情報の提供の方法

（１）提供媒体 [ ]  ＣＤ－Ｒ [ ]  ＤＶＤ－Ｒ

（２）提供方法 [ ]  窓口受領 [ ]  郵送

記載要領

１．不要な文字は、抹消すること。

２.「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。

３.「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（１）から（４）までの事項を具体的に記載すること。また、（４）の「上記（３）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

４.「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

５．「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第116条第１項前段の提案をする場合に限る。）。

　６．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１３（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第一項関係）

　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

　（提案者）　様

　　　　国立大学法人東京大学

年　　月　　日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第116条第２項で準用する第112条第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第２項の規定により、以下の事項を通知します。

１．契約の締結

（行政機関の長等）との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記２．に従って手数料（又は利用料）を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第１項各号に掲げる書類を　　　年　　月　　日（必着）までに提出してください。

２．手数料（又は利用料）

（１）納付すべき手数料（又は利用料）の額

（２）手数料（又は利用料）の納付方法

（３）手数料（又は利用料）の納付期限

３．行政機関等匿名加工情報の提供の方法

４．その他

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１４（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第三項関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

　（提案者）　様

　　　　国立大学法人東京大学

年　　月　　日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第116条第２項で準用する第112条第１項第　号の基準に適合しないと認めるので、同条第３項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第116条第２項で準用する第112条第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

１．「提案が個人情報の保護に関する法律第116条第２項で準用する第112条第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

　　２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。